

| | |
|--------------|--------|
| 都道府県・政令指定都市名 | 04 千葉市 |
|--------------|--------|

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

| | |
|---------------|---------------------|
| 局 部 課 (室) 名 | 市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課 |
| 担 当 職 員 数 | 7 人 (専任 7 人、兼任 0 人) |

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

| | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 名 称 | 千葉市男女共同参画推進協議会 |
| 設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠 | 1989年12月1日 根拠: 千葉市男女共同参画推進協議会設置要綱 |
| 長 の 役 職 | 副市長 |

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 機 関 ・ 会 等 の 名 称 | 千葉市男女共同参画審議会 |
| 設 置 年 月 日 (西 暦) | 2003年4月1日 |
| 構 成 員 数 | 15 人 (女性 10 人、男性 5 人) |

問4 男女共同参画に関する計画

| | |
|---|--------------------------|
| 計 画 期 間 (西 暦) | 2016 年 4 月 ~ 2023 年 3 月 |
| 名 称 | ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン |
| 改 定 ・ 見 直 し の 予 定 時 期 | 2023年4月1日 |
| 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である | 1 |
| 2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成 | |

問5 男女共同参画に関する条例

| | | |
|------------------------------|-----------------------|------------------|
| 有の場合 | 名 称 | 千葉市男女共同参画ハーモニー条例 |
| | 公 布 日 (西 暦) | 2002年9月25日 |
| | 施 行 日 (西 暦) | 2003年4月1日 |
| | 最 終 改 正 日 (西 暦) | 2010年4月1日 |
| | 改 正 内 容 | 文言整理 |
| 改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月 | | |
| 無の場合 | 1. 制定等について検討中 具体的な状況: | |
| | 2. 特に検討していない | |

問6 審議会等委員への女性の登用

| | | | |
|--|--------------------------|-------------------------|--|
| 調査時点コード | | 1:2022年4月1日 | 2:その他(西暦) |
| 目 標 値 | (西暦) 2022 年度まで | 38 % | |
| 根 拠 | ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン | | |
| 目標設定の対象である審議会等の範囲 | 法律・政令・条例により設置されている審議会等 | | |
| 目標設定の対象である審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(103)うち女性委員を含む審議会等数(99) 延総委員等数(1,490)延女性委員等数(463) 女性比率(31.1) |
| 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(99)うち女性委員を含む審議会等数(95) 延総委員等数(1,525)延女性委員等数(468) 女性比率(30.7) |
| 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(17)うち女性委員を含む審議会等数(17) 延総委員等数(555)延女性委員等数(137) 女性比率(24.7) |
| 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(5) 延総委員等数(62)延女性委員等数(9) 女性比率(14.5) |
| 目標値以外の目標設定 | 令和3年度までに女性委員がいない附属機関をなくす | | |
| 女性登用方針 | 人材名簿作成の有無 | 1. 有 2. 無 3. 作成予定有 | 2 有の場合、1. 公表 2. 非公表 |
| | 人材名簿が有る場合 | 掲載人数 | 人 (年 月現在) |
| | そ の 他 | 人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) | 2 委員の公募(1. 有 2. 無) 1 そ の 他 「附属機関への女性委員の登用促進要綱」に基づく事前協議の実施 |

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

| | | | |
|-----------|----------|-------------|-------------|
| 調査時点コード | | 1:2022年4月1日 | 2:その他(西暦) |
| 管理職総数 | 管理職総数 | (人) | (A)=(C+E+G) |
| | うち女性管理職数 | (人) | (B)=(D+F+H) |
| 女性比率 | 女性比率 | (%) | (B/A) |
| | 女性比率 | (%) | |
| 部局長相当職 | 部局長相当職 | (人) | (C) |
| | うち女性数 | (人) | (D) |
| 女性比率 | 女性比率 | (%) | (D/C) |
| | 女性比率 | (%) | |
| 次長相当職 | 次長相当職 | (人) | (E) |
| | うち女性数 | (人) | (F) |
| 女性比率 | 女性比率 | (%) | (F/E) |
| | 女性比率 | (%) | |
| 課長相当職 | 課長相当職 | (人) | (G) |
| | うち女性数 | (人) | (H) |
| 女性比率 | 女性比率 | (%) | (H/G) |
| | 女性比率 | (%) | |
| 本庁 | 計 | 244 | 21 8.6 |
| | うち一般行政職 | 223 | 15 6.7 |
| 支庁・地方事務所等 | 計 | 210 | 32 15.2 |
| | うち一般行政職 | 117 | 18 15.4 |
| 全体 | 計 | 454 | 53 11.7 |
| | うち一般行政職 | 340 | 33 9.7 |
| 再掲 | 警察関係 | 0 | 0 |
| | 教育委員会 | 36 | 2 5.6 |

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

| 調査時点コード | | 1:2022年4月1日 | | | 2:その他(西暦) | | |
|---------------|---------------|--------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| | | 課長補佐 相当職 (人) | うち女性 数(人) | 女性 比率(%) | 係長相当職 (人) | うち女性 数(人) | 女性 比率(%) |
| | | 本庁 | 計 | 173 | 36 | 20.8 | 399 |
| | うち一般行政職 | 145 | 22 | 15.2 | 361 | 53 | 14.7 |
| 支庁・地方事 務所等 | 計 | 262 | 115 | 43.9 | 785 | 316 | 40.3 |
| | うち一般行政職 | 153 | 77 | 50.3 | 260 | 77 | 29.6 |
| 全体 | 計 | 435 | 151 | 34.7 | 1184 | 380 | 32.1 |
| | うち一般行政職 | 298 | 99 | 33.2 | 621 | 130 | 20.9 |
| 再掲 | 警察関係 教育委員会 | 63 | 20 | 31.7 | 78 | 26 | 33.3 |

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

| | | 課長補佐 相当職 | | | 課長補佐 相当職 | | | 係長相当職 | | |
|---------------|---------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------|--------------|-------------|
| | | (人) | うち女性 数(人) | 女性 比率(%) | (人) | うち女性 数(人) | 女性 比率(%) | (人) | うち女性 数(人) | 女性 比率(%) |
| 本庁 | 計 | 26 | 3 | 11.5 | 36 | 5 | 13.9 | 60 | 13 | 21.7 |
| | うち一般行政職 | 24 | 1 | 4.2 | 30 | 3 | 10.0 | 48 | 9 | 18.8 |
| 支庁・地方事 務所等 | 計 | 16 | 4 | 25.0 | 27 | 12 | 44.4 | 76 | 25 | 32.9 |
| | うち一般行政職 | 9 | 4 | 44.4 | 9 | 8 | 88.9 | 30 | 7 | 23.3 |
| 全体 | 計 | 42 | 7 | 16.7 | 63 | 17 | 27.0 | 136 | 38 | 27.9 |
| | うち一般行政職 | 33 | 5 | 15.2 | 39 | 11 | 28.2 | 78 | 16 | 20.5 |
| 再掲 | 警察関係 教育委員会 | 3 | 0 | 0.0 | 6 | 2 | 33.3 | 24 | 12 | 50.0 |

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

| | 勤務 成績 | 昇 任 試 験 | | 昇 格 試 験 | | 部局等の 推薦 | 経 験 年 数 | 遠隔地での 長期研 修(4週間 以上) | 遠隔地での 勤務経験 | 本人の希 望 | その他 |
|-----|----------|------------------|----------|------------------|----------|------------|------------------|------------------------------|---------------|-----------|------------------------|
| | | 面接 のみ | 面接 以外 | 面接 のみ | 面接 以外 | | | | | | |
| 課長級 | ○ | | | | | ○ | ◎ | | | | 選考による昇任のほか、立候補制度を設けている |
| 補佐級 | ○ | | | | | ○ | ◎ | | | | 選考による昇任のほか、立候補制度を設けている |
| 係長級 | ○ | | | | | ○ | ◎ | | | | 選考による昇任のほか、立候補制度を設けている |

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

| | 全受験者 数(人) | 女性受験 者数(人) | 女性 受験率 (%) |
|------|--------------|---------------|------------------|
| 昇任試験 | | | |
| 昇格試験 | | | |

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

| | 総 数 (人) | うち女性 数(人) | 女性比率 (%) |
|---------|---------------|--------------|-------------|
| 全 体 | 406 | 209 | 51.5 |
| うち 上級 | 159 | 45 | 28.3 |
| うち一般行政職 | 146 | 44 | 30.1 |
| うち 上級 | 125 | 37 | 29.6 |
| うち警察関係 | | | |
| うち 上級 | | | |

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

| | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 1. 明記した規定があり、認めている。 |
| 2 | 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 |
| 3 | 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 |
| 4 | 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 |

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

| 規 則 名 | 千葉市職員旧姓使用取扱要綱 |
|-------------|---|
| 該当部分の条文(本文) | <p>第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)(以下「承認申請書」という。)により、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 承認申請書は、原則として、千葉市職員服務規程第4条第2項の履歴事項変更届に添えて、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。</p> <p>3 採用時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員が旧姓を使用しようとするときは、前項の規定にかかわらず、採用後速やかに、承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。</p> <p>第3条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。</p> <p>第4条 市長は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。</p> <p>2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、原則として、再び同じ旧姓を使用することはできない。</p> <p>第6条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので総務局長が定めるものとする。</p> <p>第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、市民及び職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。</p> <p>2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。</p> <p>第8条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員は、当該承認を受けたことを証する文書等を所属長を経由して人事課長に提出することにより、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第2条及び第3条の規定による手続きを省略することができるものとする。</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。</p> |

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード

| | |
|-------------|------------|
| 1:2022年4月1日 | 2: その他(西暦) |
|-------------|------------|

| 防災・危機管理部局 職員数(人) | うち女性数 (人) | | うち管理 職数(人) | うち女性数 (人) | | 女性比率 (%) |
|---------------------|--------------|-----|---------------|--------------|-----|-------------|
| | 女性数 | 比率 | | 女性数 | 比率 | |
| 32 | 3 | 9.4 | 10 | 0 | 0.0 | |

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

| | | | | | |
|---|--|-----|-------|------|----------------------|
| 名 称 | 千葉市男女共同参画センター | | 愛称・通称 | | |
| 設置年月日(西暦) | 1999年12月1日 | | 施設形態 | 2 | 1. 単独施設 2. 複合施設 |
| 所在地等 | 郵便番号：260-0844 住 所：千葉市中央区千葉寺町1208番地2(千葉市ハーモニープラザ内) 電話番号：043-209-8771 FAX番号：043-209-8776 ホームページ：http://www.chp.or.jp/danjo/ | | | | |
| 管理・運営主体 | 1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体) その他() | | | | |
| 職 員 数 | 常勤 | 7 人 | 非常勤 | 16 人 | 予算額 2022年度 45,555 千円 |
| 主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○ | ○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画社会実現に向けての各種講座を実施) ○ 3. 相談事業(主な事項 ハーモニー相談、ハーモニー専門相談(精神科医、弁護士)、男性電話相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する情報を収集・提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 市男女共同参画週間事業、ハーモニーサロン、映像セミナー) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 市民を対象とした意識調査を実施) ○ 10. その他(主な事項：) | | | | |

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

| | | | | |
|-----------|-----------------|--|----------|-----------|
| 名 称 | 公益財団法人千葉市文化振興財団 | | 基金・基本財産額 | 20,000 千円 |
| 設置年月日(西暦) | 1973年2月13日 | | 出資者 | 千葉市 |

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

| | | | | |
|-------------------------------|---|---|-------|-----|
| 問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無 | 1 | 1. 有 問10-2 千葉市女性団体連絡会、千葉市女性グループ連絡会 2. 無 名称等： | 加盟団体数 | 14 |
| 問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無 | 2 | 1. 有 2. 無 | 会 員 数 | 240 |
| 問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○ | ○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他〔内容：他団体との交流、合同講演会開催、発表会、会員研修〕 | | | |

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

| | |
|-----------------------|------------|
| 1. 担当者連絡会議の開催 | |
| 2. 市区町村職員研修会の開催 | |
| 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 | |
| 4. 関係情報の収集提供 | |
| 5. 審議会等女性登用の働きかけ | |
| 6. 補助金等の交付 | 名称： 概要： |
| 7. その他 | 内容： |

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

| |
|--|
| ○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 |
| ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ |
| ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 |
| ○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施 |

女性職員の研修受講への配慮

| |
|------------------------------------|
| ○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 |
| ○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮 |
| ○ 3. その他〔内容：〕 |

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

| 事 項 | 2021年度予算 (千円) | 2022年度予算 (千円) | 備 考 |
|-----------------------|------------------|------------------|-----|
| 関係予算総額(施設整備費を除く) | 145,142 | 163,636 | |
| 上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合 | 0.03 % | 0.03 % | |
| 男女共同参画・女性のための施設整備費 | 0 | 0 | |

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

Table with 2 columns: Item description and Item setting (○). Rows include public works bidding, procurement bidding, and other public procurement items.

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: Item description and four question categories (問14-1 to 問14-4). Rows list various measures like gender equality certification, childcare support, and work-life balance.

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

Table with 3 columns: Enterprise registration/certification/award system status, Enterprise registration/certification system, and Enterprise award system. Rows list various categories of measures.

Form with two rows for naming specific registration/certification and award systems.

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 2 columns: Status (1. ある, 2. 現在は無いが、今後検討する) and specific names of cooperation systems.

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 2 columns: Data collection status and publication details. Rows include publication frequency and responsible entities.

問18-1 2022年度実施予定事業

| 名 称 | 事 業 内 容 等 | 参加予定者数 | 時 期 |
|--|--|--------|----------------|
| 1. 広報啓発 ・ ハーモニー講演会 ・ 人権・男女共同参画啓発パンフレットの作成・配布 | 一般市民を対象とした講演会 一般市民を対象とした啓発パンフレットの作成・配布 | | 令和5年1月 |
| 2. 表彰 ・ | | | |
| 3. 講座 ・ | | | |
| 4. 相談事業 ・ | | | |
| 5. 情報収集・提供 ・ 市ホームページの作成 | 市民を対象とした、男女共同参画に関する情報提供 | | |
| 6. 苦情処理 ・ 千葉市男女共同参画苦情処理制度 | 男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情および相談を処理する。 | | |
| 7. 交流促進 ・ | | | |
| 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性活躍推進アドバイザー派遣 ・ 女性活躍推進セミナー | 市内の常時雇用労働者300人以下の企業に対し、社会保険労務士を派遣し、職場環境整備に向けた提案、一般事業主行動計画策定に向けた助言及び指導等を行う。 市内事業者に向け、女性活躍の重要性の理解促進を図るyoutube動画配信を行う。 | | 7月から3月 10月頃 |
| ・ 出前講座 ・ ダイバーシティ推進セミナー | 講師を派遣し、男女共同参画に関する講座を実施 市内企業、団体等を対象としたセミナー | | |
| 9. 国際交流・海外派遣事業 ・ | | | |
| 10. 調査研究 ・ | | | |
| 11. その他 ・ | | | |

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

| 議 会 名 | 千葉市議会 | | |
|---|---|---|--|
| 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無 | 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | 1 | |
| (欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。 | 1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。 | 3 | |
| 出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無 | 1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 | 1 | |
| 規 則 名 | 千葉市議会会議規則 | | |
| 明記した規定(規則、条例、別表等)の内容 | (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平成13議会規則1・平成19議会規則1・令和3議会規則1・一部改正) | | |
| 休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無 | 1. あり 2. なし 3. その他() | 2 | |
| 規 則 名 | 明記した規定(規則、条例、別表等)の内容 | | |
| 議会の欠席事由として、明記した規定の有無 | 1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | | |
| 配偶者の出産 | 1 | | |
| 育児 | 1 | | |
| 家族の看護 | 1 | | |
| 家族の介護 | 1 | | |
| 疾病 | 1 | | |
| その他 | 1 | | ・公務(議長の議長会等会議への出席など、対外公務を想定) ・その他やむを得ない事由によるもの |
| 議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況 | 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 4 | |
| 議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況 | 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 4 | |
| 議会におけるハラスメント防止に関する取組 | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。 | 3 | |
| 行っている取組 ※実施しているもの:○ | 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他() | | |
| 規 則 名 | 明記した規定(規則、条例、別表等)の内容 | | |
| (ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用 | 1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。 | | |
| 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外) | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。 | 3 | |
| 議会における通称又は旧姓使用の認可の状況 | 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 | 2 | |
| 規 則 名 | 条文本文 | | |
| 政治分野の男女共同参画のために実施していること | | | |

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

| | |
|---------|--|
| 1 | 1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) [] |
| 計画、指針名 | 千葉市地域防災計画 |
| 該当部分の規定 | 共通編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 P12 機関の名称 公益財団法人文化振興財団(千葉市男女共同参画センター) 事務又は業務の大綱 1 女性相談に関すること |

調査時点コード:

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦)()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

| 設置 | 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください) | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|----|---|-------------|-----------------|----------------|------|
| 1 | 市町村防災会議(会長を含む) | 73 | 10 | 13.7 | |
| | 市町村防災会議(委員のみ) | 72 | 10 | 13.9 | |
| 2 | 民生委員推薦会 | 12 | 6 | 50.0 | |
| 3 | 国民健康保険事業の運営に関する協議会 | 18 | 2 | 11.1 | |
| 4 | 地方社会福祉審議会 | 57 | 20 | 35.1 | |
| 5 | 土地利用審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| 6 | 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 | 19 | 8 | 42.1 | |
| 7 | 公害健康被害認定審査会 | 10 | 2 | 20.0 | |
| 8 | 地方港湾審議会 | | | | |
| 9 | 土地区画整理審議会 | 35 | 5 | 14.3 | 3審議会 |
| 10 | 建築審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| 11 | 開発審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| 12 | 市町村都市計画審議会 | 23 | 4 | 17.4 | |
| 13 | 介護認定審査会 | 180 | 45 | 25.0 | |
| 14 | 精神医療審査会 | 18 | 7 | 38.9 | |
| 15 | 市町村国民保護協議会 | 48 | 8 | 16.7 | |
| 16 | 地方独立行政法人評価委員会 | | | | |
| 17 | 感染症診査協議会 | 8 | 2 | 25.0 | |
| 18 | 市街地再開発審査会 | | | | |
| 19 | 障害支援区分審査会 | 30 | 8 | 26.7 | |
| 20 | 児童福祉審議会 | | | | |
| 21 | 行政不服審査会 | 3 | 1 | 33.3 | |
| 22 | | | | | |
| 23 | | | | | |
| 24 | | | | | |
| 25 | | | | | |
| 26 | | | | | |
| 27 | | | | | |
| | 合 計 | 555 | 137 | 24.7 | |
| | 女性委員0の審議会数 | 0 | | | |

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

| | 委員会等名 | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|---|--------------|-------------|-----------------|----------------|-----|
| 1 | 教育委員会 | 5 | 2 | 40.0 | |
| 2 | 選挙管理委員会 | 4 | 2 | 50.0 | |
| 3 | 人事委員会又は公平委員会 | 3 | 1 | 33.3 | |
| 4 | 監査委員 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 5 | 農業委員会 | 40 | 2 | 5.0 | |
| 6 | 固定資産評価審査委員会 | 6 | 2 | 33.3 | |
| | 合 計 | 62 | 9 | 14.5 | |
| | 女性委員0の委員会数 | 1 | | | |